

総務企画委員会記録
<第1号>

平成29年第2回沖縄県議会（5月臨時会）

平成29年5月2日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成29年5月2日 火曜日
開 会 午前10時25分
散 会 午前10時43分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 専決処分の承認について
- 2 乙第2号議案 専決処分の承認について

出席委員

委員長	渡久地	修	君
副委員長	新垣	光栄	君
委員	花城	大輔	君
委員	又吉	清義	君
委員	中川	京貴	君
委員	仲田	弘毅	君
委員	宮城	一郎	君
委員	当山	勝利	君
委員	仲宗根	悟	君
委員	玉城	満	君
委員	比嘉	瑞己	君
委員	上原	章	君

委員 當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 金城 武君
財政統括監 宮城 力君
税務課長 千早 清一君

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案専決処分の承認について及び乙第2号議案専決処分の承認についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、乙号議案について御説明いたします。

議案は、冊子の平成29年第2回沖縄県議会（臨時会）議案にございますが、説明はお配りしております平成29年第2回沖縄県議会総務企画委員会乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

1ページ目をお願いいたします。

乙第1号議案専決処分の承認について、御説明いたします。

この議案は、沖縄県税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されることとなったことに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

専決処分をした条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律に基づく内容になっております。

主な改正内容を申し上げますと、まず1つ目に、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい自動車の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置について、エコカー減税の対象範囲を平成32年度燃費基準のもとで見直しを行った上で、延長しております。

2つ目に、会計監査人設置会社が決算日から3カ月を超えて株主総会期日を設定した場合、株主総会後に法人事業税の申告を行うことを可能としております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 環境に優しい車を普及させるという目的があって、これは何回目かの延長になっていると思います。目的はいいと思いますが、税収面からいいますと県税が少なくなるわけですが、これまでの効果といいますか、目的は達成できているのか。普及はどうなっているのかわかりますか。

○千早清一税務課長 まず、前々年度—平成27年度の自動車取得税のエコカー減税の適用状況については、新車特例にあつては4万319台、軽減額が13億2016万9000円となっており、中古車特例にあつては3693台で、控除額が12億7665万円となっております。ちなみに、エコカー減税の適用状況—過去5年間の合計ですが、新車登録台数が25万4745台のうち、エコカー減税の適用を受けた車の台数が18万8846台となっており、新車登録の74.1%がエコカー減税の特

例を受けております。軽減された分については県税としては減収という形にはなりません。

それとあわせて自動車税のグリーン化特例ですが、これについては環境に優しい燃費性能のすぐれたものについては、先ほどのエコカー減税と同じように、取得翌年の1年間限りですが、自動車税を軽減するという措置を行っております。あわせて一定程度、新車登録から経年劣化といいますか、具体的に言いますと、ガソリン車で13年を超えますと逆に重課と言いまして重くする一現在の基準で15%重くするような形の軽課と重課をあわせてやっております、これも5年平均で申し上げますと、軽課一軽くされた分が5年の平均で1万5238台で、減収額が平均で2億8968万1000円となっております。逆に重課ですが、重課は13年を超えると抹消するまでずっと重課がかかりますので、この分が5年平均で13万1301台。そして今度は増収になりますが、増収額が5億579万7000円で、差し引きしますと、年平均約2億1600万円が県税としては増収という形になっております。

○比嘉瑞己委員 丁寧な報告ありがとうございました。

これは全国と比べてわかりますか。沖縄では普及が進んだとか、まだ進んでいないとか、状況がわかれば最後をお願いします。

○千早清一税務課長 取得税のエコカー減税の新車の適用部分については資料がありまして、先ほど本県のエコカー減税の適用が74.1%の割合と申し上げましたが、全国では86%となっております。新車の自動車取得税のエコカー減税の適用分については全国よりかは下回っているという状況にあります。自動車税のグリーン化特例については資料を持ち合わせておりませんので、お答えできない状況にあります。

○比嘉瑞己委員 減税の部分はいいと思いますが、一方で13年超えて大切に乘っている人たちが重課税になっているということには、個人的には納得できない部分はありますが、ありがとうございました。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 1つだけ、2つ目といいますか、法人事業税の申告期限のものがありませんか。説明で会計監査人設置会社というものがありますが、これ

は県内で何社ぐらいあるかわかりますか。

○千早清一税務課長 会計監査人の設置が義務づけられている会社は、いわゆる資本金が5億円以上の、大法人については義務づけられていまして、それ以外にも株式会社で任意で設置ができるわけですが、今、県内の大法人の数が約33社ありまして、これについては監査人の設置が義務づけられている会社になります。

○當間盛夫委員 この33社以外に会計監査人を設置している会社であれば、この分を適用するという認識でいいですか。

○千早清一税務課長 そのとおりです。

○渡久地修委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 議案説明資料の2ページ目をごらんください。

乙第2号議案専決処分の承認について御説明いたします。

この議案は、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されることとなったことに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。

主な改正内容を申し上げますと、沖縄振興特別措置法等に基づき指定された

地域等において、一部対象業種を見直した上で、課税免除の適用期限を2年延長したものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡久地修委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 税制改正によって本来5年であったものが今度は2年ということで、これに伴うものではありませんが、皆さんが出している概要の7項目ですか、観光地形成促進地域から過疎地域における部分で適用されている企業といますか、それは何か資料がありますか。(1)から(7)の部分で、(1)でどれぐらいあるとか、皆さんが把握している資料はありますか。

○千早清一税務課長 具体的な企業の名前一名前はあれですが、適用した数とこの間の適用額については承知しております。7つ含めた形になりますが、昭和57年から平成27年度までで適用が1481件、総額で129億7353万円となっております。これは観光地形成促進地域から過疎地域も全部含めたものであります。その控除したものを県税の税目別に言いますと、不動産取得税が約44億802万円、831件。それから法人事業税が約85億6551万円、650件となっております。あと地区地域別に言いますと、産業高度化・事業革新促進地域が約88億1285万円、941件となっております、この部分が大部分を占めております。

○當間盛夫委員 これは後でいいので、今、税制改正を特別措置のものでトータルでお話ししているのです、これは5年おきに変わりますよね。変わってきているわけですので、私が今言っているのは前年度一前回の5年間の分でどういう形でそれを適用した企業があったのかということを示してもらわないと、今度のものは適用する企業がないのだと。活用されていないという部分で2年に短縮されるとかがあるわけですので、やはりこの辺はきちんと示してもらわないと、何が使い勝手が悪かったのかとか、全くそのことが出てきません。この7つのうち、過去5年間でゼロだったというところもあるはずなのです。適用される企業はないというところがあると思いますが、なぜ適用されないのかということもやらないといけないと思いますし、(7)を見ますと、過疎地域に

において、課税免除の対象事業に農林水産物等販売業を加えると。そして、情報通信技術利用事業は削るとなっております。ところが、今、県は光ケーブルで離島まで全部ループで引いたわけですね。それをやっていて、今は陸上上げをしています。本来は過疎地域に情報通信技術の事業者が行くような仕組みを一せっかく離島に通信のそういったことをやっているはずなのに、なぜここで過疎地域のそういった部分とか一離島は入っていませんが、過疎地域のもので削るのかということがどうも理解できないので、その辺はもう少し整理して、資料的に出していただければいいかと思います。今の答弁はいいので、過去5年分一過去5年といいますか、前回の分を資料的に出していただきたいと思いますので、委員長、取り計らいをよろしくお願いします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から確認があり、総務部長から年度ごとに数値をまとめた資料を提供する旨の発言があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 過疎地域の情報関連の対象事業の見直しがあったということでございます。これは実は沖縄だけのものではなく、全国的に利用が少ないということで、全国規模で適用されるものになっているというところがございます。ただ、本県は本県として沖縄振興特別措置法に基づく部分のいろいろな制度としては離島地域における取り組みというのは今も継続して行っているところでございます。

○當間盛夫委員 余り長くはしませんが、沖縄の税制のもので考えてこのことを要望しないと、全国がそうだからという形になりますと、何のための沖縄振興特別措置法で我々は税制のものをやろうとしているのか、全国がないのであれば沖縄がとるというぐらいの税制のものを皆さんはやらないと、何のための税制なのかということになるはずですので、しっかりとその辺の取り組みをやっていたいただきたいと思いますが、これはどうですか。

○宮城力財政統括監 過疎地域の税制の特例措置については、沖縄振興特別措置法ではなく、過疎地域自立促進特別措置法の中で軽減される措置であります。

これについては全国適用になっていて、沖縄の過疎地域もそれに該当するところは適用されるというところです。今回は全国的に適用から外れましたが、今後は過疎地域自立促進特別措置法の中でも優遇措置が受けられるような検討を担当部局としていきたいと思えます。

○**當間盛夫委員** そうであれば、外さなければよかったと思えます。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** 今、當間委員からの質疑で減税の効果はわかりましたが、県にとっては収入が減るわけですので、これは国から何か補填される仕組みはありますか。

○**千早清一税務課長** この分については、地方交付税の算定の中で盛り込まれまして、減収補填がなされております。

○**比嘉瑞己委員** 交付税措置されるとなかなか見えないというお話がありますが、これはきちんとその部分は増になっているという確証があるのですか。

○**宮城力財政課長** 税制の優遇措置がない場合一勝手に減税した場合ですが、この部分は交付税上算定されない、つまり税金があるという見込みの中で算入されますが、今回のように国が特例措置として認める場合には、実際に税金として入らなかったという算定がなされます。税金が低いということは、その分交付税がふえるということになりますので、これは間違いなく算入されているということになります。

○**渡久地修委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**渡久地修委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○渡久地修委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○渡久地修委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第1号議案専決処分の承認について及び乙第2号議案専決処分の承認についての2件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第2号議案の2件は、承認することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡久地修委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修